

第7回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年 1月26日(火) 午後 3時00分から午後 4時20分

2. 開催場所 対馬グランドホテル会議室

3. 出席委員 (19人)

2番 鬼橋孝幸	4番 小島喜介	5番 畑島孝吉
6番 庄司幹雄	8番 初村重政	9番 岡村高史
10番 松村英二	11番 吉野敏	12番 阿比留なみ恵
13番 佐伯武久	15番 永留縫子	16番 兵頭榮
18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司	23番 縫田和己
24番 上野秀一	25番 高松武人	26番 春田新一
27番 中村國安		

4. 欠席委員 (8人)

1番 太田吉雄	3番 桐谷善明	7番 長瀬 円
14番 佐伯理	17番 御手洗輝美	20番 小宮正至
21番 神宮教子	22番 須川久己	

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第24号 非農地証明書交付願いについて
議案第25号 対馬農業振興地域整備計画に係る意見について
議案第26号 非農地通知について
議案第27号 農用地利用集積計画の取り下げ承認について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林・しいたけ課主任	石丸 真
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	庄司 伸 吾

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成27年度第7回対馬市農業委員会総会を開会いたします。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は19名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程 第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、12番の阿比留なみ恵委員、15番の永留縫子委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第21号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1、2の譲受人は、峰町〇〇の〇〇さんで、番号1の譲渡人は同地区の〇〇さんで、田1筆。

番号2も同地区の〇〇さんで、畑1筆を売買するもので、経営面積は11,920平米でございます。

次に、1ページから2ページの番号3は、上県町〇〇の〇〇さんから〇〇さんに贈与するもので、田2筆、畑8筆、計の10筆で、経営面積は5,218平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

番号1、2は、私の受持地域でありますので、説明いたします、1月24日の午後2時より、課長補佐と譲受人の〇〇と私の3人で現地を確認しました。

譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さん〇〇さんは親戚関係で、これまでも〇〇さんが耕作されておりました、今回名義を耕作者にするものであります、ご審議の程、よろしく申し上げます。

番号3の説明をおねがいします。

(19番委員挙手)

19番 小宮貞司委員

議案第22号、3番について、補足説明を致します、1月20日午後1時30分から上対馬振興部地域振興課の庄司さんと申請者の代理であります〇〇と私と3人で立会を致しました。

譲受人は譲渡人の孫に当たります、祖父から孫の贈与にするもので何も問題ないと思っておりますので、ご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。本議案につきまして、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第23号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います、議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

東広島市西条町の〇〇さんから、上対馬町〇〇の〇〇さんに畑1筆、142平米を無償貸借し、駐車場用地に転用するものでございます、位置図、配置図等は4から9ページをご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

事務局が説明いたしました議案ですが、分かりやすく言えば、〇〇さんは3年ほど前まで〇〇に住んでおられましたが、子供さんがおられる東広島市に移住さ

れました。

譲受人の〇〇さんは〇〇さんの甥になられます、甥叔父の関係で、〇〇さんの家のすぐ前にあるため、今回、無償で譲渡することになりました。

私の知る限りでは、全く問題ないと思います。

議 長

ただ今、地元委員さんからの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

地図を見せていただいて、おりますが、周りはすべて宅地となっておりますので、何ら問題ないと思っております。

車も3台、止まるような図になっており、私は問題ないと思います。

議 長

他に、質疑はないでしょうか

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。

本議案につきまして、原案のとおり許可相当に、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます。許可相当とし当委員会の意見をふしまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第24号の「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。今回は6件でございます、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の10ページをお開き願います、議案第24号、非農地証明書交付願いについてで、ございます。

番号1、申出人は美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は同地区の畑1筆、でございます。位置図、写真等は、12から15ページをご参照ください。

番号2から4の申出人は上県町〇〇の〇〇さんで、申請地も同地区であります、番号2で畑4筆、番号3で畑2筆、番号4では畑4筆の申請でございます。

理由及び時期が違うため、別に申請されています、位置図、写真等は、番号2は16から19ページ、番号3は16ページ及び20から22ページ、番号4は16ページ及び23から25ページをご参照ください。

番号5、申出人は佐世保市広田町の〇〇さんで、申請地は上対馬町〇〇の畑1筆でございます。位置図、写真等は、26から30ページをご参照ください。

番号6、申出人は大阪府泉南郡熊取町の〇〇さんで、申請地は上対馬町〇〇の畑1筆でございます。位置図、写真等は、31から35ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

21日の午後3時頃、担当の石丸さんと私とで、本人と立ち会いました、平成7年頃から耕作されておらず、雑草雑木が生い茂り原野の状態になっており、耕作は不能と確認しましたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

番号2、3、4は一緒によろしいでしょうか。

(19番委員挙手)

19番 小宮貞司委員

議案24号の番号2、3、4について説明いたします、1月20日に午後1時30分から上対馬振興部地域振興課の担当、庄司さんと申請者の代理人であります〇〇さんと私とで現地確認を致しました。

番号2は、現在しいたけほだ場にされております、番号3、4もほだ場でしたが、イノシシ、鹿に荒らされております、また、周囲も檜、クヌギが植林されており、何も問題ないと思っておりますのでご審議の程よろしくお願ひ致します。

(26番委員挙手)

26番 春田新一委員

議案24号の非農地証明の補足説明を申し上げます、5番です。

1月の19日に上対馬振興部の庄司さんと2人で調査を致しました。

申請地は昭和39年に建築されており、何も問題ないと思っておりますので、ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

理由及び時期と書いてあるところを、読んでいただければ分かること、なんです、新築された当時の、建てられたご本人、奥さんも亡くなっており、子供さんが大阪の方におられて、今度の申請にいたったと聞いております。

別に問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

地元委員さんの補足説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(24番委員挙手)

24番 上野秀一委員

協議会をお願いしたいのですが。

議 長

協議会に致します。

(国土調査によつての地目変更について、原則、現況によつての地目変更を行っている、登記まで行う、宅地については、農業委員会と協議するになっております。)

総会に戻ります。ほかに、質疑はないでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。本議案につきまして、原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。

原案のとおり交付することに、決定いたします。

次に、議案第25号の「対馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の36ページをお開き願います、議案第25号対馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、提案理由、対馬農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年9月26日農林省令第45号)第3条の2第1項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するため、提案するものです。

尚、資料1をご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林しいたけ課挙手)

農林しいたけ課主任

農林しいたけ課の石丸と申します。

今回、提出しています、議案第25号対馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を説明させていただきます。

農業振興地域整備計画書は概ね、5年に1度、全体見直しを行うこととなっておりますが、対馬市においては、平成18年に全体見直しを行った以来、全体見直しを行っていませんでした。

今回の主な変更点について説明致します、農業振興地域の見直しについてですが、主に国土調査完了地区を行っております。

追加資料としまして、本日、配らせていただいているんですけど、上にA3の

用紙がある、一番上に対馬農用地区域全体見直し結果一覧と書いてある資料であります。

その資料の上の段に変更前の面積、除外、転入、変更後と面積を記載しております。

変更前の面積が、2,778haでございますが、今回の全体見直しで805haとなり約2,000haほど除外をしております、この農用地の2,000haの面積については平成18年のときに指定をしています、農業振興整備書では、混木林地、採草放牧地として山林、原野を農業振興地域としておりました。

今回の全体見直しにおいて、山林、原野については、すべて除外しております、この2,000haの面積については、ほとんどが山林、原野になっております、除外、編入の中身におきましては、資料が膨大になりましたので、壁側、右手側に、筆ごとの資料を掲示しておりますので、ご参照をお願いします。

以上で説明を終わります、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(無しの声あり)

それでは、この案件に異議はございませんでしょうか。

(異議無しの声あり)

異議なしと認め、当委員会の意見書を添えて、市長あてに回答いたします。

次に、議案第25号「非農地通知について」を議題とします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の37ページをお開き願います、議案第26号、非農地通知について、でございます。

提案の理由、農地利用状況調査(荒廃農地調査)等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するため提案するものであります。

非農地通知を発出すると判断される農地、資料2に1筆ごとに一覧表を掲載していません、資料3に1筆ごと図示しています。

対象となる筆数は1,336筆。対象となる面積722,517平米となります。

(課長補佐挙手)

農業委員会課長補佐

非農地通知については、4月の年間計画の時にも説明しておりましたが、農地として再生が困難な農地については非農地として判断し、適正な農地管理と、各種調査の軽減化を図る上でも積極的な対応をするよう、県も方針を打ち出しており、指導も受けております。

それに基づき、今回、非農地通知を発出する予定ですが、対象地の選定については、毎年委員皆様に実施していただいている農地利用状況調査において「3」の結果が出たもの（荒廃農地調査においては「B分類」に区分されるものをいいます。）及び課税現況が農地以外となっているものについてリストアップし、航空写真と照合し、航空写真においてははっきりと判断ができなかった農地については、地元の委員さんに協力していただき、現地の確認を行い判断しております。

今回の対象地区は、平成27年度に中間管理事業で農地の利用集積が行われた地区を対象としております。

現在、対馬市には、このような土地が、2万筆弱あると思われ、一括での処理が困難なため、年次計画を立て、取り組んでいきたいと考えております。

(事務局長挙手)

事務局長

資料について説明します。資料3にページがありませんので、一枚めくって小茂田・椎根1が1ページで次に2ページとなり、最後、廻が11ページとなります。

資料2の1ページと資料3の9ページをお開き下さい、豊玉町〇〇でございます。赤い線は国調が終わった境界線、ダイダイの線が換地登記の終わった境界線、青い線が国調前の境界の推定線です、黄色が今回申請の非農地の位置となります。

〇〇で38筆15663平米(1.6ha)でございます。

続きまして豊玉町〇〇、資料2の1ページ下の方から5ページの上から2行目まで、資料3では10ページでございます。164筆103,271平米(10.3ha)でございます。

続きまして豊玉町〇〇、資料2の5ページ上から3行目から9ページの下から9行目まで、資料3では11ページでございます。240筆110,860平米(11.1ha)でございます。

続きまして巖原町〇〇、資料2の9ページ下から8行目から14ページの下から24行目まで、資料3では1・2ページでございます。235筆97,007平米(9.7ha)でございます。

続きまして巖原町〇〇、資料2の14ページ下から23行目から16ページの上から10行目まで、資料3では2・4・5・6ページでございます。83筆82,795平米(8.3ha)でございます。

続きまして巖原町〇〇、資料2の16ページ上から11行目から17ページの下から7行目まで、資料3では2・4・5ページでございます。84筆48,284平米(4.8ha)でございます。

続きまして巖原町〇〇、資料2の17ページ下から6行目から24ページの上から15行目まで、資料3では2・3ページでございます。321筆159,613平米(16.0ha)でございます。

続きまして美津島町〇〇、資料2の24ページ上から16行目から27ページの最終まで、資料3では7・8ページでございます。181筆105,025平米(10.5ha)でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

〇〇、〇〇の写真の1と2につきまして、黄色く塗っている部分が、土地改良をやっている分けではないのですね。

(事務局長挙手)

事務局長

黄色い部分は今回の非農地通知の部分で、土地改良事業をした部分では有りません。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

7ページ、8ページの〇〇ですが、〇〇の写真では、国調の赤い部分も有りますが、〇〇の道路を付けるため耕地を開発された経緯があると思いますが、そのあたりはどのようになっていますか、教えてください。

(事務局長挙手)

事務局長

〇〇の写真ですが8ページを開いてください。

橙色の線で囲まれた所が、その当時の畑総で整備された農地です、今回の非農地通知には含まれていません。

議 長

ほかに、質疑はないでしょうか。

質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。

本議案につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願いします、全員賛成でございます。

原案のとおり通知することに、決定いたします。

次に、議案第26号の「農用地利用集積計画の取り下げの承認について」を議題とします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の38ページをお開き願います、議案第27号、農用地利用集積計画の取り下げについて、でございます。

提案理由、平成27年11月27日開催の第6回対馬市農業委員会総会で承認

しました、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、取り下げの申出があったため、提案するのでございます。

峰町〇〇が3筆、巖原町〇〇が2筆でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局長から説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(8番委員挙手)

8番 初村重政委員

済みません、小さなことを聞きますが、先ほどの非農地通知中の所有者、資料2の10ページ、中程の〇〇については、所有者が、〇〇さんとなっておりますが、議案書の38ページでは、所有者は、〇〇さんになっていますが、これについて、説明をお願いします。

(事務局長挙手)

事務局長

済みません、調査の結果、非農地通知の資料2の〇〇さんは土地の登記簿の名義者で、議案書の38ページの所有者の〇〇さんは〇〇さんの相続人代表となります。

議 長

他に、ご意見、質疑等が無いでしょうか。

(無しの声あり)

それでは、この案件に異議はございませんでしょうか。

(異議無しの声あり)

異議なしと認め、申出のあった農地について、取り下げの承認をいたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、審議いただき、無事終了することができ、ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(15番委員挙手)

15番 永留縫子委員

先ほど審議された、非農地通知対象一覧、これの効力はあるんですか。

(課長補佐挙手)

農業委員会課長補佐

農業委員会から、一覧表の農地の所有者か、農地を引き継いでいる人に非農地通知を出します、その通知書により、登記が出来るようになります。

また、この非農地通知対象農地一覧を、法務局、市税務課、農林しいたけ課に、

送るようになっております。

議 長

他にありませんか。
(質疑無しの声あり)
それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員